

令和３年度東北地域農業特定技能協議会運営委員会議事次第

開催日：令和３年７月３０日（金）

※書面による開催

議事及び配付資料

議事１ 地域協議会の招集について（資料１）

議事２ 地域協議会の構成員に共有する情報について（資料２）

議事３ 情報共有の方法や時期について（資料３）

議事４ 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対するアンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力要請について（資料４）

議事５ 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項について（資料５）

参考資料１－１ 東北地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について

参考資料１－２ 東北地域農業特定技能協議会の設置について

参考資料１－３ 「東北地域農業特定技能協議会」規約

参考資料１－４ 「東北地域農業特定技能協議会」運営要領

参考資料２ 地域協議会の特定技能所属機関の最新情報及び登録支援機関の最新情報

参考資料３ 特定技能（農業）所属機関の受入れ事例

議事 1 地域協議会の招集について

地域協議会は、運営要領第 7 条の 1 により、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、同協議会を招集する。

令和 3 年度については、特に重要な事項等、協議が必要な案件がないことから招集はしない。

議事 2 地域協議会の構成員に共有する情報について

共有する情報については、規約第 4 条に掲げる一から八に関係するものとする。

なお、外国人技能実習制度についても、本制度と密接な関係があることから、制度所管省庁から情報を入手し関係構成員に情報を共有するものとする。

【参考】令和 2 年度に情報共有した主な内容について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について（法務省）
- ・ 特定技能におけるタイ国籍の方々の受入れ手続きについて（出入国在留管理庁）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等の農業分野における情報提供について（全国農業会議所）
- ・ 国別試験情報（全国農業会議所）
- ・ 農業分野の特定技能オンラインセミナーの開催について（全国農業会議所）

議事 3 情報共有の方法や時期について

情報の共有は、メール又は郵送にて行う。

共有すべき情報がある場合には、事務局が仙台出入国在留管理局、宮城労働局及び農林水産省経営局就農・女性課等と相談のうえ速やかに共有する。

議事 4 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対するアンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力要請について

特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査を実施する。調査内容及び実施時期については、今後検討する。また、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、必要に応じヒアリング、現地調査等を実施する。その結果については構成員に情報を提供する。

議事 5 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する
重要事項について

構成員である山形県農林水産部農業経営・担い手支援課が令和 3 年 4 月 1 日付けで農業経営・所得向上推進課に名称変更したことに
伴い、「東北地域農業特定技能協議会」規約別紙 1 及び別紙 2、並
びに「東北地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について」の
別紙に記載されている名称を変更する。

参考資料 1 - 1

東北地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について

令和元年 7 月 3 日

1. 目的

東北地域農業特定技能協議会規約第 5 条の規定を踏まえ、東北地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うため、東北地域農業特定技能協議会運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）を設置する。

2. 活動内容

- (1) 地域協議会を招集するかどうかの決定
- (2) 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
- (3) 情報共有の方法や時期の決定
- (4) 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
- (5) 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定

3. 構成員

別紙のとおり

4. 事務局

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

5. 開催時期等

必要があるときに地域運営委員会を開催（書面開催も可能）し、特に重要な事項を協議する必要がある場合には、地域協議会を招集する。

東北地域農業特定技能協議会運営委員会 構成員

【構成員】

一般社団法人青森県農業会議
一般社団法人岩手県農業会議
一般社団法人宮城県農業会議
一般社団法人秋田県農業会議
一般社団法人山形県農業会議
一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会
岩手県農業法人協会
宮城県農業法人協会
秋田県農業法人協会
山形県農業法人協会
うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会
岩手県農業協同組合中央会
宮城県農業協同組合中央会
秋田県農業協同組合中央会
山形県農業協同組合中央会
福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課
岩手県農林水産部農業振興課
宮城県農政部農業振興課
宮城県農政部農業政策室
秋田県農林水産部園芸振興課
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課
福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課

法務省仙台出入国在留管理局審査部門
東北管区警察局広域調整第一課
厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課
東北農政局生産部園芸特産課
東北農政局生産部畜産課
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課
東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北農政局等が適当と認める団体

参考資料 1－2

東北地域農業特定技能協議会の設置について

令和元年 7 月 3 日

1. 目的

「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）及び「「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省）を踏まえ、平成 31 年 3 月 27 日に全国段階の農業特定技能協議会の設置及び農業特定技能協議規約（以下、「規約」という。）が決定されたことを受け、規約第 7 条（地方協議会）に基づき、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、東北地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずるため、東北地域農業特定技能協議会を設置する。

2. 活動内容

東北地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有

- (1) 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- (2) 受入れに係る人権上の問題等への対応
- (3) 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- (4) 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する
転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における
情報提供等の必要な協力）
- (5) 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析

- (6) 人手不足の状況の把握及び分析
- (7) (6)を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- (8) 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

3. 構成員

東北各県農業会議、東北各県農業法人協会、東北各県農業協同組合中央会

東北各県農林水産部、農業分野の特定技能所属機関等

4. 事務局

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域農業特定技能協議会

令和元年 7 月 3 日

「東北地域農業特定技能協議会」規約

(名称)

第 1 条 本会は、東北地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 地域協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、東北地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

第 3 条 地域協議会は、別紙 1 の構成員により組織する。

- 2 地域協議会の構成員は、地域協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 地域協議会は、第 1 項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

(活動)

第 4 条 地域協議会は、東北地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入に係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入の自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む）
- 八 受入の円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

（運営委員会）

第5条 地域協議会に地域運営委員会を設置し、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 地域運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

（事務局）

第6条 地域協議会及び地域運営委員会の庶務は、農林水産省東北農政局経営・事業支援部経営支援課において処理する。

（その他）

第7条 本規約に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和元年7月3日から施行する。

東北地域農業特定技能協議会 構成員

【東北地域の農業分野の特定技能所属機関】

別添、東北地域「農業特定技能協議会」加入者一覧表のとおり
(令和 3 年 6 月 30 日現在、37 機関)

【構成員】

一般社団法人青森県農業会議
一般社団法人岩手県農業会議
一般社団法人宮城県農業会議
一般社団法人秋田県農業会議
一般社団法人山形県農業会議
一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会
岩手県農業法人協会
宮城県農業法人協会
秋田県農業法人協会
山形県農業法人協会
うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会
岩手県農業協同組合中央会
宮城県農業協同組合中央会
秋田県農業協同組合中央会
山形県農業協同組合中央会
福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課
岩手県農林水産部農業振興課
宮城県農政部農業振興課
宮城県農政部農業政策室
秋田県農林水産部園芸振興課

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課
福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課

法務省仙台出入国在留管理局審査部門
東北管区警察局広域調整第一課
厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課
東北農政局生産部園芸特産課
東北農政局生産部畜産課
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課
東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北
農政局等が適当と認める団体

東北地域農業特定技能協議会運営委員会 構成員

【構成員】

一般社団法人青森県農業会議
一般社団法人岩手県農業会議
一般社団法人宮城県農業会議
一般社団法人秋田県農業会議
一般社団法人山形県農業会議
一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会
岩手県農業法人協会
宮城県農業法人協会
秋田県農業法人協会
山形県農業法人協会
うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会
岩手県農業協同組合中央会
宮城県農業協同組合中央会
秋田県農業協同組合中央会
山形県農業協同組合中央会
福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課
岩手県農林水産部農業振興課
宮城県農政部農業振興課
宮城県農政部農業政策室
秋田県農林水産部園芸振興課
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課
福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課

法務省仙台出入国在留管理局審査部門
東北管区警察局広域調整第一課
厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課
東北農政局生産部園芸特産課
東北農政局生産部畜産課
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課
東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北農政局等が適当と認める団体

「東北地域農業特定技能協議会」運営要領

令和元年 7 月 3 日

東北地域農業特定技能協議会規約第 7 条の規定に基づき、東北地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

第 1 条 農業特定技能協議会の構成員である特定技能所属機関であって青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、又は福島県を住所とするものを、地域協議会の構成員とする。

第 2 条 地域協議会の構成員となろうとする東北地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項を東北農政局に届け出なければならない。

- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類

2 東北農政局は、前項の届出により、当該団体が東北地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を地域協議会の構成員とするものとする。

（退会及び除名）

第 3 条 地域協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業特定技能協議会の構成員でなくなったときは、地域協議会から退会したものとする。

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定により地域協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を東北農政局に届け出ることができる。

2 地域協議会は、第 2 条第 2 項の規定により地域協議会の構成員となっている団体が次の

各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が東北地域の相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき
- 二 東北地域農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する地域協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 地域協議会の運営を妨げる行為又は地域協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 東北農政局は、地域協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

(地域運営委員会)

第6条 地域運営委員会は、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 地域協議会を招集するかどうかの決定
 - 二 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
 - 三 情報共有の方法や時期の決定
 - 四 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
 - 五 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 東北農政局は、必要があるときに、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、地域運営委員会を開催する。
- 3 東北農政局は、地域運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者その他の地域運営委員会の構成員以外の者に地域運営委員会への出席を求めるものとする。

(地域協議会の招集)

第7条 地域運営委員会は、看過しがたい偏在が生じており大都市圏での受入れの自粛を求める必要がある場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、地域協議会を招集するものとする。

2 地域運営委員会は、やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって地域協議会における協議に代えることができる。

(議事の公開等)

第8条 地域協議会及び地域運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(その他)

第9条 本運営要領に定めるもののほか、地域協議会及び地域運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域運営委員会において定める。

附 則

この要領は、元年7月3日から施行する。

地域協議会の特定技能所属機関の最新情報及び登録支援機関の情報

東北地域農業特定技能協議会加入者一覧表

2021年6月30日現在

	加入年月日	県名	種別	氏名・法人名
1	令和2年1月21日	青森県	耕種	(有) ありと農園
2	令和2年2月14日	青森県	畜産	(有) みのる養豚
3	令和2年5月7日	青森県	耕種	沢田 兼美
4	令和2年6月17日	青森県	耕種	有限会社川俊商店
5	令和2年6月24日	青森県	耕種	有限会社マルショウ農園
6	令和2年8月26日	青森県	耕種	有限会社岡山食品
7	令和2年9月9日	青森県	耕種	有限会社柏崎青果
8	令和2年10月15日	青森県	耕種	ジョイント・ファーム株式会社
9	令和2年10月23日	青森県	耕種	アグリT A S K E L株式会社
10	令和2年11月2日	青森県	耕種	有限会社石田・農園
11	令和3年1月26日	青森県	耕種	有限会社種市水耕農場
12	令和3年2月8日	青森県	畜産	ゆうき青森農業協同組合
13	令和3年3月15日	青森県	耕種	沼田 章悟
14	令和3年3月22日	青森県	耕種	有限会社岡山青果
15	令和3年3月29日	青森県	耕種	木村 公美
16	令和3年5月25日	青森県	畜産	有限会社宮崎養鶏場
17	令和3年6月7日	青森県	耕種	S Kファーム株式会社
18	令和3年6月15日	青森県	畜産	株式会社エスビーライン
19	令和3年2月22日	岩手県	耕種	株式会社いわて銀河農園
20	令和3年4月8日	岩手県	耕種	有限会社石川農園
21	令和3年4月26日	岩手県	耕種	株式会社ミナカワ
22	令和3年5月20日	岩手県	畜産	株式会社及川産業
23	令和2年1月6日	宮城県	耕種	(株) 野菜屋みやちゃん
24	令和3年4月19日	宮城県	耕種	有限会社蔵王グリーンファーム
25	令和3年5月6日	宮城県	畜産	合同会社金林鋼業
26	令和元年12月26日	福島県	畜産	(株) 福島エンヤ
27	令和2年1月27日	福島県	畜産	(有) 酒井養鶏場
28	令和2年3月4日	福島県	畜産	(有) 松川養鶏
29	令和3年2月15日	福島県	耕種	株式会社ナラハプラントファクトリー
30	令和3年3月8日	福島県	耕種	有限会社花雅
31	令和3年3月8日	福島県	耕種	有限会社深花園
32	令和3年3月15日	福島県	耕種	かつらお胡蝶蘭合同会社
33	令和3年3月15日	福島県	耕種	ナリタファーム株式会社
34	令和3年4月2日	福島県	耕種	いわき小名浜菜園株式会社
35	令和3年4月7日	福島県	耕種	農事組合法人いわき菌床椎茸組合
36	令和3年4月22日	福島県	耕種	野田 弘
37	令和3年5月26日	福島県	畜産	有限会社産宝ファーム

登録支援機関の情報

法務省の登録支援機関登録簿をご確認ください。

【法務省HP】

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html

2021年6月25日現在 6, 155件登録

東北管内に事務所を置き、支援計画の作成等を行う登録支援機関は、197機関あります。

耕種農業全般〔特定技能・技能実習〕 No.1

【機関の概要】 （令和2年12月現在）

所在地：青森県上北郡

従業員：正社員、パート、特定技能1名、技能実習2名

経営規模：ながいも 5ヘクタール、 ごぼう 5ヘクタール

【外国人材の状況】

特定技能 令和2年11月～、1名（中国）

技能実習 平成25年～、2名（中国）

【取組状況】

- ・安全衛生教育、健康の確保、技能等習得に向けた個別指導、危険有害業務に関する特別教育、作業指示の遵守、熱中症の予防対策など就労へのフォローアップを実施している。
- ・生活サポートとして、住居を鍵付き個室に改善、自給用野菜を植える農地、肥料、農薬等の提供、日本食の提供（郷土料理や漬物など）を行っている。
- ・地域の行事やお祭り等に参加して、余暇の充実、交流を図っていましたが、今年はコロナ禍でドライブ程度となった。

耕種農業全般〔特定技能・技能実習〕 No.2

【機関の概要】 （令和3年1月現在）

所在地：宮城県柴田郡

従業員：正社員5名、特定技能2名、技能実習9名

経営規模：ねぎ、だいこん、パセリ等 18ヘクタール

【外国人材の状況】

特定技能 令和元年12月～、女2名（カンボジア）

技能実習 平成31年～、女9名
（カンボジア6、ミャンマー3）

【取組状況】

- ・特定技能外国人材についても、技能実習生と同様に法令を遵守して就労へのフォローアップを行っている。
- ・生活サポートとして、住居は会社で準備し契約するほか、技能実習生と同様に、家財、調理器具、寝具などを無償で貸与している。
- ・コロナ禍が収まれば、町内会の行事や地域の催しなどに参加させてもらう予定にしている。

畜産農業全般〔特定技能・技能実習〕 No.3

【機関の概要】 （令和2年10月現在）

所在地：福島県福島市

従業員：正社員8名、パート2名、特定技能3名、技能実習7名

経営規模：採卵養鶏 190千羽

【外国人材の状況】

特定技能 令和2年2月～、女3名、（ベトナム）

技能実習 平成26年～、女7名、（ベトナム）

【取組状況】

- ・特定技能外国人材への支援は、登録支援機関に委託せずに自社で行い、浮いた経費を給与等へ還元している。
- ・生活サポートの一環として、日本での運転免許取得を支援している。
- ・日本語の習熟に向けた、学習支援を考えている。
- ・近隣住民との交流により相互理解を図っているが、現在はコロナ禍で見送っている状況。

畜産農業全般〔特定技能・技能実習〕 No.4

【機関の概要】 （令和2年12月現在）

所在地：福島県石川郡

従業員：正社員31名、パート2名、特定技能2名、技能実習2名

経営規模：採卵種鶏 180千羽、 孵化 23,000千羽

【外国人材の状況】

特定技能 令和元年12月～、男1名、女1名
（ベトナム）

技能実習 平成26年～、女2名、
（ベトナム）

【取組状況】

- ・困りごとがあれば、すぐに連絡の取れる環境になっており、コミュニケーションをしっかりと取りながら信頼関係を構築している。
- ・働きやすい職場にするため、年次有給休暇等はしっかり消化できるように仕事の体制を組んでいる。
- ・特定技能では、普通自動車免許を2人とも取得し、会社から貸与した自動車を使い、行動範囲が広がっている。
- ・SNS等の通信利用環境の整備や、地元のイベント、祭りなどに積極的に参加し、日本文化に触れる機会を設けている。そば打ち体験なども行っている。

畜産農業全般〔特定技能・技能実習〕 No.5

【機関の概要】（令和２年１０月現在）

所在地：福島県石川郡

従業員：正社員８名、パート２名、特定技能４名、技能実習６名

経営規模：採卵養鶏 １５５千羽

【外国人材の状況】

特定技能 令和元年１２月～、男２名、女２名、
（ベトナム）
技能実習 平成２７年～、男３名、女３名、
（ベトナム）

【取組状況】

- ・ 特定技能外国人材への支援は、登録支援機関に委託せずに自社で行い、浮いた経費を給与等へ還元している。
- ・ 生活サポートの一環として、日本での運転免許取得を支援している。
- ・ 日本語の習熟に向けた、学習支援を考えている。
- ・ 近隣住民との交流により相互理解を図ってきたが、現在はコロナ禍で見送っている状況。